



2 2 1 0 - 0 1 5

令和4年10月12日

企業主導型保育施設責任者 様

公益財団法人児童育成協会

令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）における 助成決定額変更申請について

平素より企業主導型保育施設の運営に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）の助成決定額（※1）は、本事業の予算執行の観点から基本分及び加算分より算出された基準額（※2）の5割としています。**年度の途中で助成決定額（基準額の5割）のうち7割を超過した事業者は助成決定額変更のため本申請が必要**となります。下記内容を御確認いただき、申請期間中の提出に御協力いただきますようお願いいたします。

※1 助成決定額とは、当該年度の助成金の助成可能上限であり、実際の助成額ではありません。

※2 運営費助成申込書の＜様式1-1号＞所要額調書(C)基準額欄に表示されている金額。新規加算追加申請を申請し承認された事業者の場合、新規加算追加申請における基準額を指します。

記

1. 対象事業者 令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）助成決定事業者のうち、概算交付申請、月次報告、月次報告再申請に基づく承認額の合計が助成決定額（基準額の5割）のうち7割を超過している事業者
(例) 助成決定額が1,000万円の事業者の場合は、承認額の合計が700万円を超過した場合に対象となる
2. 申請期間 令和4年10月13日（木）～10月31日（月）
3. 変更点 助成決定額算出方法
変更前) 基準額×5割
変更後) 基準額×7割



4. 留意事項

- (1) 対象事業者は「助成決定額変更申請（運営費）」の「新規作成」ボタンがクリック可能となるため、対象に該当するか判定するために別途計算をしていただく必要はありません。（詳細は別紙2ページ参照）
- (2) 本申請の助成決定後、助成決定額変更通知書が更新され、新規発行されます。従前の通知書は閲覧できなくなりますので、予め保管をお願いいたします。（助成決定額変更通知書の発行方法は別紙4ページ参照）
- (3) 助成決定額は当該年度の助成金の助成可能上限であるため、助成決定額を超過しての助成は行われません。対象事業者は必ず本申請を御申請ください。
- (4) 助成決定額変更申請については年度内に複数回行う予定となっております。今後の詳細は追って御案内いたします。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:15～17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>



別紙

申請手続について

【申請方法】 下記申請画面イメージに沿って御入力をお願いいたします。なお、セキュリティ保護のため、15分単位で自動的にログアウトする仕様となっています。続けて使用する際には、15分以内に画面への入力、またはボタン操作・一時保存を行うようにしてください。

「次へ（入力内容の確認）」「申請を行う」などのボタンをクリック後、申請完了画面が表示される前や画面内容の計算、データ送信中にブラウザを閉じたりシャットダウンしたりすると、正しく申請ができません。十分に御注意ください。

1. ログイン

企業主導型ポータルサイト (<https://www.kigyounaihoiku.jp/>) にアクセスします。



電子申請システム
「ログインはこちら」をクリック

登録済みのアドレス・パスワードを入力



2. 電子申請メニュー

(1) 助成決定額変更申請（運営費）選択

「年度選択」にて「2022年度（令和4年）」を選択後、「助成決定額変更申請（運営費）」をクリックします。

「2022年度（令和4年）」を選択してください

「助成決定額変更申請（運営費）」をクリックしてください

(2) 助成決定額変更申請一覧

初回は「新規作成」をクリックし、申請手続画面に進みます。

申請画面作成後、一時保存等により画面作成を再開する場合は「作成再開」をクリックし、申請手続画面に進みます。

「新規作成」をクリックしてください
※対象事業者に該当しない場合はクリックできません
申請対象となっているか定期的に御確認ください

3. 申請画面

入力項目はありませんので、「次へ」へお進みください

「次へ」をクリックすると、入力内容の確認画面へ移行します
確認後、最下段の「申請を行う」をクリックすることで申請作業は終了となります
「申込完了画面」が表示されたことを御確認ください



〈参考①〉

月次報告等に基づく承認額と助成決定額については、以下の画面で確認ができます。

電子申請メニュー

(1) 助成金交付明細（運営費）選択

「年度選択」にて「2022年度（令和4年）」を選択後、「助成金交付明細（運営費）」をクリックします。

年度選択 2022年度(令和4年) ※電子申請の対象年度を選択してください。

運営費	整備費
【助成申込】 ・ 助成申込(運営費) 【助成決定後】 ・ 月次報告(運営費) ・ 概算交付申請(運営費) ・ 新規加算追加申請(運営費) ・ 定員・賃借料加算変更申請(運営費) ・ 年度報告及び完了報告(運営費) ・ 消費税仕入控除税額報告(運営費) 助成金交付明細(運営費) ・ 助成決定額変更申請(運営費)	【助成申込】 ・ 助成申込(整備費) 【助成決定後】 ・ 概算交付申請(整備費) ・ 事業完了報告(整備費) ・ 消費税仕入控除税額報告(整備費)
お問い合わせ	企業情報等
・ お問い合わせ	・ 振込銀行口座情報 ・ 振込銀行口座登録・変更申請 ・ 企業情報変更申請 ・ 公開情報登録 ・ 決算書等提出

「2022年度（令和4年）」を選択してください

「助成金交付明細（運営費）」をクリックしてください

最新の助成決定額が表示されます

【本申請承認前】
基準額 × 5 割

【本申請承認後】
基準額 × 7 割

(2) 2022年度（運営費）助成金交付明細

2022年度（運営費）助成金交付明細

▼ 保育施設変更

助成決定番号: [] 保育施設番号: []

①承認年月日	②月	③申請	④申請額 又は 実績額	⑤概算交付申請	⑥月次報告	⑦月次報告再申請	⑧毎月承認 (うち施設利用)

助成決定額	⑨承認額合計	残額(助成決定額-⑨承認額合計)
10,000,000	7,500,000	10,000,000

年度報告 (完了報告)	承認年月日	助成金確定額	既助成額	差引額	振込日
		0	0	0	

メニューへ

承認額の合計が表示されます

※承認額合計が助成決定額の7割を超えると助成決定額変更申請が可能になります

(例1) 助成決定額 : 10,000,000円
承認額合計 : 7,500,000円
→申請してください

(例2) 助成決定額 : 10,000,000円
承認額合計 : 5,000,000円
→申請の必要はありません



〈参考②〉

「助成決定額変更通知書」については以下の画面より発行できます。

電子申請メニュー

(1) 助成決定額変更申請（運営費）選択

「年度選択」にて「2022年度（令和4年）」を選択後、「助成決定額変更申請（運営費）」をクリックします。

年度選択 **2022年度(令和4年)** ※電子申請の対象年度を選択してください。

運営費	整備費
【助成申込】 ・ 助成申込(運営費) 【助成決定後】 ・ 月次報告(運営費) ・ 概算交付申請(運営費) ・ 新規加算追加申請(運営費) ・ 定員・賃借料加算変更申請(運営費) ・ 年度報告及び完了報告(運営費) ・ 消費税仕入控除税額報告(運営費) ・ 助成金交付明細(運営費) ・ 助成決定額変更申請(運営費)	【助成申込】 ・ 助成申込(整備費) 【助成決定後】 ・ 概算交付申請(整備費) ・ 事業完了報告(整備費) ・ 消費税仕入控除税額報告(整備費)
お問い合わせ	企業情報等
・ お問い合わせ	・ 振込銀行口座情報 ・ 振込銀行口座登録・変更申請 ・ 企業情報変更申請 ・ 公開情報登録 ・ 決算書等提出

「2022年度（令和4年）」を選択してください

「助成決定額変更申請（運営費）」をクリックしてください

(2) 助成決定額変更申請一覧

本申請が承認されると申込書欄に「通知書印刷」が表示されます。

企業主導型保育事業

(運営費)助成決定額変更申請一覧

申請メニュー > (運営費)助成決定額変更申請一覧

2022年度 企業主導型保育事業(運営費)助成決定額変更申請一覧

保育施設名	助成決定番号	申請状況	審査状況	申請書
〇〇保育園	UK0399999	-	承認	表示 通知書印刷

メニューへ 1/1 ページ

「通知書印刷」をクリックすると「助成決定額変更通知書」が発行できます